

■ 子育て基本法における「市町村子育て計画」について

○ 子育て基本法（施行期日：令和5年4月1日）

第10条

2 市町村は、子育て大綱（中略）を勘案して、当該市町村における子育て施策についての計画（以下「市町村子育て計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村子育て計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画 その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子育て施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

第11条

国及び地方公共団体は、子育て施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子育て施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

○ 子育て基本法説明資料（内閣官房子ども家庭庁設立準備室）より

- ・第10条第5項「その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって子育て施策に関する事項を定めるもの」の例次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

■ 新計画案

○ こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者の意見を反映するための措置

調査内容	未就学児	小学生		中学生	義務教育修了から 29歳まで
		低学年	高学年		
こども・子育て支援に関するニーズ調査	0～5歳児 保護者	保護者			
次世代育成支援に関する若者意識調査					高校1年生相当～29歳 こども・若者
子どもの生活に関する実態調査	0～5歳児 保護者	保護者	生徒・ 保護者	生徒・ 保護者	

各年齢のこども又はこどもを養育する者からアンケートにより意見聴取し、施策に反映

現行計画（令和6年度まで）

播磨町こども・子育て支援計画

播磨町次世代育成支援行動計画

一体のものとして計画を作成

新計画（令和7年度から令和11年度まで）

播磨町こども計画

新計画には、法に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策に関する計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援行動計画」を内包する。